



しあわせだより

H26.6月号 No.214

経営理念

1. 地域社会の住生活の満足度をより高める
2. 資産家の収益の最大化を計り、資産価値をより高める
3. 従業員の物心両面の幸せをより高める

経営方針（中期経営ビジョン）

1. 顧客に感動を与える、より高付加価値サービスの提供
2. 顧客へのさらなる満足の提供のために、経営者及び従業員一同心を高め常に自らを磨く事に努める
3. 常に感謝の気持ちを忘れず利他の心を持ち続け世の為人の為に誠実に行動する

～風の香り～

皆様、いかがお過ごしでしょうか。売買担当の（酒好きの^^）高木と申します。
又、平素は弊社不動産情報誌「まいるくん」をご愛読いただき、誠にありがとうございます。
さて、5月頃の季節は「山笑う」桜の頃が過ぎ去り、「山滴る」青葉がまぶしいころとなります。今回はとても健康的でかつ美味しくお酒をいただく、自称各兵衛のここだけのお話？をご紹介しますいただきます。

- その1. 自分の体力に見合った山や丘のウォーキングプランを立てる
 - その2. 家族や気の合う仲間と声かけをある
 - その3. 美味しいお弁当や冷たい飲みもの（ここがポイント）を準備する
 - その4. 今の時期はとも緑が多いので、道中の草花等に心傾ける
 - その5. かなり汗をかける位まで頑張る
 - その6. 目的地についた時、その眺望と心地よい風をゆっくり堪能する
- 結果、自然と弁当とつまみにいただく一杯ビール、たまりません。（^^）
是非お試し下さい。（お酒の飲めない方はごめんなさい。清涼飲料水でもOK。）



高木 清成
営業部

千本桜



こんにちは、売買営業部の佐藤です。
4月のある休みの日に、いわきの街中ではすっかり葉桜になっていましたが、小野町にある千本桜を見に行ってきた。毎年、高速道路から眺めるくらいで、実はちゃんと見に行ったのは今回が初めてでした。
急に暖かくなリー気に満開になったそうで、川沿いの桜並

木の長さはおよそ5Kmにもなるとか。さすがに全部を歩くことはしませんでした。こどもの日が近いということで、ちょうど川の真ん中あたりに鯉のぼりが掲揚（約100匹）されていました。天気も良くほどほどの風が吹いてとてもいいお散歩日和でしたよ。夜もライトアップしているそうなので、来年は夜桜見物に行ってみたくなりました。散り始めの桜吹雪を楽しむのもいいかもしれませんね（^^）



佐藤 亜樹
営業部

今年行きたいところ♪



山崎 亜央
店員

こんにちは。リーシング部門 中央店の山崎と申します。
春が終わるとあっという間に夏ですね。夏の楽しみはというとやはり片手にビールの花火大会です。小名浜の花火大会は毎年行っておりますが、今年は他県の大

会にも行きたいなと思っております。
花火繋がりですが...以前ハワイのオアフ島に行ったら虜になってしまい（ヒルトンの花火）、まだ家族会議中で決定ではないのですが海外旅行にも行きたいですね♪と話しております。
現地の方はとても穏やかで、信号もほとんど譲ってくれます。気候も良く虹は結構見れました。パンケーキもレナーズのマラサダもおいしくて、また行きたいです♪♪
ビーチで寝転んでいる姿を想像するだけで気持ちがウキウキしますし、「ああ仕事頑張ろう」の原動力にさせて頂きます。みなさんも機会があればハワイ*行ってみて下さい。虜になりますよ～♪(*^。^*)

国の補助金を活用してリフォームしましょう



山野 倫子
PM事業部

お世話になっております。PM事業部の山野倫子です。
平成26年4月30日、住宅セーフティネット整備推進事業の受付を開始しました。住宅確保要配慮者（高齢者や障がい者、子育て世帯、被災者等）の入居等を条件として、民間住宅の改修工事に要する費用の一部を、国が直接補助してくれます。

補助対象費用、補助額について

【補助対象費用】… ① 空室部分において実施する改修工事 ※ ② 共用部分において実施する改修工事 ※
※バリアフリー改修工事又は省エネルギー改修工事等、条件あり。

【補助額】… 改修工事費用の 1/3（空室戸数 × 100万円を限度とします）

改修工事の要件

空室部分又は共用部分における以下の工事のうち少なくとも1つの工事を含む改修工事が必要です。

工事種別	概要
耐震改修工事	現行の耐震基準に適合させる改修工事
バリアフリー改修工事	「手すり設置」「段差解消」「廊下幅の拡張」「エレベーター設置」のいずれかの工事
省エネルギー改修工事	「窓の断熱改修」「外壁、屋根・天井または床の断熱改修」「太陽熱利用システム設置」「節水型トイレ設置」「高断熱浴槽設置」いずれかの工事

対象住宅の要件

- ① 空室期間が3ヶ月以上
- ② 改修工事後に賃貸住宅として管理する
- ③ 床面積が25㎡以上
- ④ 台所・トイレ・収納・洗面・浴室がある等

改修工後の賃貸住宅の管理の要件

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと
- ② 地方公共団体又は居住支援協議会から要請を受けた場合、当該要請に係る者を優先的に入居させるよう努めること
- ③ 災害時において被災者の利用のために提供する対象となる住宅であること
- ④ 改修工後の家賃について、都道府県ごとに定められる家賃上限額を超えないこと等

こちらに記載されていない要件等がございます。詳しくは下記へお問合せください。

補助交付までの進め方（概略）

改修工事の請負契約

平成26年4月1日以降

応募・交付申請

平成26年12月26日まで

交付決定

条件を満たすもの

着工・完了

完了実績報告

平成27年2月27日まで

補助金額確定・支払

名称：民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室
住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋1-2-5 栄太ビル7F
電話：03-6214-5690 【受付：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:30～17:00（12:00～13:00を除く）】
ホームページ：http://www.minkan-safety-net.jp 「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」と検索して下さい。

引越のトップシーズンが過ぎ、まだ空室となっている部屋がある場合や共用部等、「建物のグレードを上げたい！」と思われる方には良い制度です。この機会にご検討してみたいはいかがでしょうか？



株式会社 いわき土地建物

